

千葉労働局発表
令和5年10月31日

報道関係者各位

【照会先】

厚生労働省 千葉労働局
「過労死等防止啓発関係」
労働基準部監督課

監督課長 田中 里愛子
主任監察監督官 小菅 拓也
(電話) 043(221)2304

「しわ寄せ防止キャンペーン関係」

雇用環境・均等室

室長 篠山 賢一
室長補佐 居石 淳子
(電話) 043(221)2307

11月は『過労死等防止啓発月間』・ 『「しわ寄せ」防止キャンペーン月間』です！！

《シンポジウムの開催、「過重労働解消」や「しわ寄せ」防止に向けたキャンペーンを実施します》

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるためのキャンペーンやシンポジウムなどの取組を行っています。

また、大企業等による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注などの「しわ寄せ」を生じさせないよう『「しわ寄せ」防止キャンペーン月間』と位置づけて集中的な周知・啓発の取組を行っています。

千葉労働局(局長 岩野 剛)では、月間中、県民の皆様への周知・啓発を行うほか、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向け、以下の取組を行います。

1 過労死等防止啓発としての主な取り組み

(1) 国民への周知・啓発

「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催

開催日時：令和5年11月14日(火) 14:00～16:30

会場：千葉市生涯学習センター 2階ホール(千葉市中央区弁天3丁目7番7号)

(2) 過重労働解消キャンペーン

① 労使の主体的な取組を促します

本キャンペーンの実施にあたって、千葉労働局長から使用者団体や労働組合に対し、同取組にかかる協力を文書で要請します。

② 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

千葉県内で労働時間の削減等に取り組んでいる企業と労働局長が意見交換を行います(詳細は、後日お知らせします)。

(次ページに続く)

(前ページから)

③ 重点監督を実施します

長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ重点的な監督指導を行います。

④ 労働相談を実施します

11月1日(水)から11月7日(火)(11月4日(土)・5日(日)を除く。)を過重労働相談受付集中期間とし、労働局・労働基準監督署において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

なお、同期間のうち、11月3日(金・祝)には、特別労働相談受付日として「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、相談に対応します。匿名の相談も可能です。

<過重労働解消相談ダイヤル(無料)>

【実施日時】令和5年11月3日(金・祝) 9:00～17:00

【フリーダイヤル】0120(794)713「なくしましょう 長い残業」

※ 労働基準監督官が相談に対応します。

<相談窓口>

● 千葉労働局・県内の労働基準監督署

【開庁時間】 平日 8:30～17:15

(連絡先は千葉労働局のホームページに掲載しています。)

● 労働条件相談ほっとライン(無料)[委託事業]

【受付時間】 平日 17:00～22:00、土日祝日 9:00～21:00

【フリーダイヤル】 0120(811)610

⑤ 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から1月を中心に、オンライン等により「過重労働解消のためのセミナー」(厚生労働省委託事業)を実施します。(無料でどなたでも参加できます。)

2 「しわ寄せ」防止キャンペーンとしての主な取組

(1) 使用者団体等への要請

労働局長から使用者団体等に対し、「しわ寄せ」防止に係る協力を文書で要請します。

(2) 「しわ寄せ」防止に向けて遵守すべき関係法令の周知徹底

令和元年11月に、ちばの魅力ある職場づくり公労使会議において採択された提言※に基づき、千葉県内の全ての企業において、長時間労働につながる取引慣行の見直しなど、「しわ寄せ」防止に向けて、相談窓口、各種説明会、集団指導、監督指導、企業指導等、あらゆる機会を通じて、関係法令及び取引企業に対する「しわ寄せ」防止に関する要請、周知等を行います。

※ 「千葉県における働き方改革の推進に向けた「しわ寄せ」の防止について(提言)」

千葉会場

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって
多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、
過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

日時 2023年11月14日(火)
14:00~16:30 (受付13:00~)

参加無料
《事前申込》

会場 千葉市生涯学習センター 2階ホール
(千葉市中央区弁天3丁目7番7号) ※千葉市中央図書館併設

▼ 特設ホームページはこちら▼

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

主催：厚生労働省 後援：千葉県

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、
千葉産業保健総合支援センター、千葉県労働基準協会連合会、連合千葉、千葉労連、いのちと健康を守る千葉県センター、
千葉土建、千葉過労死弁護団、千葉労働弁護団、(一社)千葉県経営者協会、千葉県社会保険労務士会



二次元バーコードを
読み込んで下さい。

千葉会場

プログラム

[開会挨拶、協力団体挨拶]

[千葉労働局より現状の報告]

[基調講演]

「取材から見えてきた過労死の実態」

牧内 昇平 氏 (記者・ライター)

[過労死を考える家族の会 体験談]

[閉会]

牧内 昇平 氏

記者・ライター



東京大学教育学部卒。2006年に朝日新聞に入社。主に経済部記者として、過労死を中心に労働・貧困問題の記事を執筆。2020年6月に同社を退職後も過労死・パワハラ死の取材を続けている。

[著書] 「過労死 その仕事、命より大切ですか」(ポプラ社)
「「れいわ現象」の正体」(ポプラ社)

会場のご案内

千葉市生涯学習センター 2階ホール

(千葉市中央区弁天3丁目7番7号) ※千葉市中央図書館併設

- ・JR千葉駅「中央改札」を降りて、「千葉公園口」から徒歩8分
- ・千葉モノレール「千葉公園駅」から徒歩5分

参加申込について

- ▶ 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶ 申し込みは Web または FAX でお願いします。
- ▶ 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶ 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶ 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶ 連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
- ▶ 参加(証明)書の発行はいたしていません。予めご了承ください。



◎Webからの申し込み

二次元バーコードを読み込んで下さい。



▼ 特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

- 以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 03-6264-6445
- 下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

● 次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経営者 | <input type="checkbox"/> 会社員 | <input type="checkbox"/> 公務員 | <input type="checkbox"/> 団体職員 | <input type="checkbox"/> 教職員 | <input type="checkbox"/> 医療関係者 | <input type="checkbox"/> 弁護士 |
| <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 | <input type="checkbox"/> パート・アルバイト | <input type="checkbox"/> 学生 | <input type="checkbox"/> 過労死等の当事者・家族 | | | |
| <input type="checkbox"/> その他 [| | | | | |] |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク 電話: 0570-087-555 E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

しごとより、 いのち。

仕事は本来、やりがいや生きがいを生み出し、
人生を豊かにしてくれるもの。

だからこそ、働き過ぎやストレスで心や体の健康を損なうのは
絶対にあってはならないことです。

すべての人が健康で、
毎日イキイキと働き続けられる社会へ。
みんなで一緒に考えてみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ。



STOP!
過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は...

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。

"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日/17:00~22:00 土・日・祝日/9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)

●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者や
そのご家族向け、事業主や人事労務担当者向けに
その内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



ハラスメントに関するご相談は...

●総合労働相談コーナーのご案内 パワーハラスメントについての相談はこちら。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



●あかるい職場応援団(ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の
提供を行っています。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は...

●こころの耳電話相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関することについて無料で相談に応じています。

0120-565-455

月・火/17:00~22:00 土・日/10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く)

メール相談 24時間受付

SNS相談 月・火 17:00~22:00 / 土・日 10:00~16:00
(祝日及び年末年始を除く)



●こころの耳(ポータルサイト)

こころの不調や不安に悩む働く方、職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方をはじめ、ご家族の方、部下を持つ方、支援者の方など、さまざまな立場の方に役立つ情報やコンテンツを掲載しています。 <https://kokoro.mhlw.go.jp/>



●まもろうよこころ

もしもあなたが悩みや不安を抱えて困っているときには、気軽に相談できる場所があります。匿名でも大丈夫です。電話でもSNSでも大丈夫です。

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



過労死の防止のための活動を行う 民間団体の相談窓口

▶過労死等防止対策推進全国センター

<https://karoshi-boushi.net/>



▶過労死弁護団全国連絡会議

(過労死110番全国ネットワーク)

<https://karoshi.jp/>



▶全国過労死を考える家族の会

<https://karoshi-kazoku.net/>



参加 無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先 専用ナビダイヤル **0570-087-555**

(月~金 9:00~17:30)

6



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中、次の取組を実施します



01 労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

02 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

都道府県労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

03 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

04 労働相談を実施します

11月3日(金・祝)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

相談無料

令和5年11月3日(金・祝) 9時~17時



なくしましろう 長い残業
0120-794-713

11月1日・2日・3日・6日・7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。



相談窓口の詳細

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>

05 過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。

参加費無料

*詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ

<https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>



「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

参加費無料

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないよう、適正なコスト負担を伴わない短期納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



11月 「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します!

労働基準監督官が相談をお受けします。

無料 令和5年11月3日(金・祝) 9時~17時

過重労働解消
相談ダイヤル

なくしましろう 長い残業
0120-794-713

※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからでも無料) ※匿名でもOK



過重労働解消キャンペーン 検索

労働条件相談
ほっとライン
(厚生労働省委託事業)

11月1日・2日・3日・6日・7日は、過重労働相談受付集中期間です

都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください。

はい! ろうどう
0120-811-610 月~金 17:00~22:00
土日・祝日 9:00~21:00

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「過労死等防止啓発月間」としてしています。このため、厚生労働省では、その一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。



知っていますか？



労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強いストレスが原因となつてうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められる件数も年々増加しています。

長時間労働が健康に与える影響は？

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働と健康リスクとの関連性



確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方に向け、労働基準関係法令などの知っておきたいルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。



たしかめたん



確かめよう労働条件サイト <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様へ、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を検索して参考にすることができます。豊富な取組事例の中から、過重労働を防止するための方策や取組のヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひご活用ください。

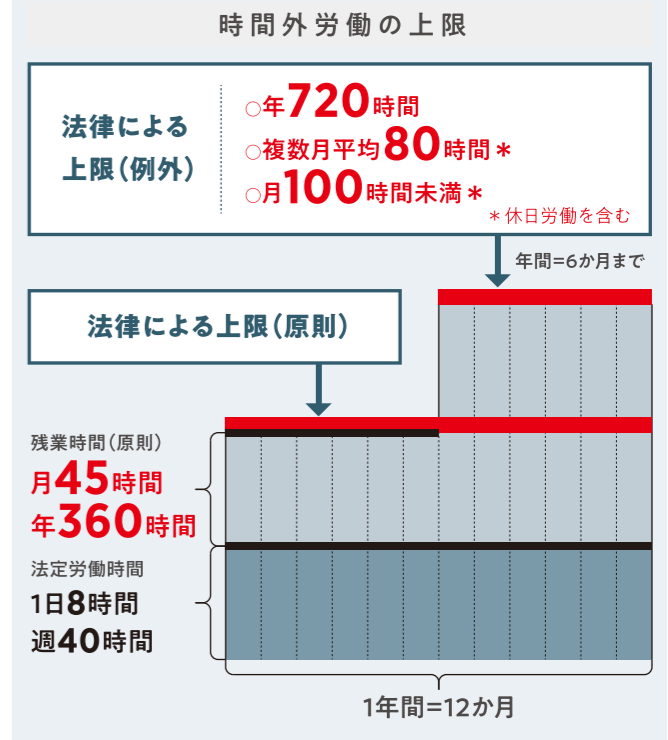


働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

過重労働による健康障害を防止するために

01 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- ◆労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(→右枠参照)は必ず守ってください。
- ◆時間外労働は本来、臨時的な場合にのみ行われるものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指針※1)に適合したものとるようにしてください。
- ◆労働時間を適正に把握※2)してください。

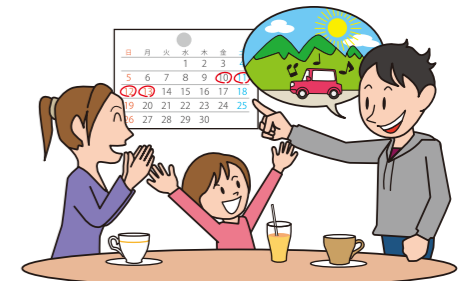


02 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- ◆年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません。
- ◆年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組まましょう。

03 労働時間等の設定を改善しましょう。

- ◆勤務間インターバル制度※3)をはじめとした労働時間等の設定の改善に努めましょう。
- ◆具体的な措置の内容は、労働時間等見直しガイドラインを確認しましょう。



04 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ◆健康管理体制(産業医・衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
- ◆時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者が申し出た場合は、医師による面接指導を実施しなければなりません。
- ◆指針※4)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。

※1「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示323号)

※2「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省、平成29年1月)

※3 終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組み

※4「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年、厚生労働省、健康保持増進のための指針公示3号)

事業主、企業の人事労務担当者、管理職の方向け

本セミナーでは、過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「実務的に使える知識やノウハウ」を提供します！



過重労働解消

健康的でやる気あふれる職場の実現のために

のためのセミナー

セミナー内容

- ★ 法令、ガイドライン等のポイント解説
- ★ 過重労働に関連する脳・心臓疾患、精神疾患に係る裁判例
- ★ 過重労働解消に関する企業の取組事例

※また、受講回ごとに、各講師の専門分野に重点テーマを設定し、60分程度深掘りして詳細に解説します。

開催日程

2023 10月 ~ 2024 1月
詳しくは、裏面及び下記専用Webサイトをご覧ください。

開催方法

オンライン開催 (Zoomウェビナー使用) : 50回開催

会場開催 : 東京・大阪で各1回の計2回開催

★ 特別企画 として「業務効率化セミナー」をオンライン開催と東京・大阪の会場開催で各1回の計3回

個別開催

企業単位・団体単位での開催のご希望がございましたら、下記へお問い合わせください。

全55回

〈参加費〉

無料

お問い合わせ・セミナー受講のお申し込みはこちら

過重労働解消のためのセミナー 専用Webサイト

<https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/>

過重労働解消セミナー

検索

※お預かりした個人情報は、本セミナー事業に必要な範囲でのみ利用させていただきます。





オンライン開催(50回) + 会場開催(2回)

労働法に詳しい弁護士、大学教授、元労働基準監督官などの経歴を持つ専門家が担当します!

開催回	開催日	開催時間	講師	詳細解説テーマ	開催形式
第1回	10/3(火)	午前 9:30~12:00	弁護士 外井浩志	過重労働に係る損害賠償事例	オンライン
第2回	10/3(火)	午後 14:00~16:30	特定社会保険労務士 中辻めぐみ	過労死等に係る精神疾患認定基準の運用	オンライン
第3回	10/5(木)	午後 14:00~16:30	特定社会保険労務士・東洋大学准教授 北岡大介	過労死等に係る損害賠償事例	オンライン
第4回	10/12(木)	午前 9:30~12:00	外井浩志	過重労働によるメンタル不調に係る損害賠償事例	オンライン
第5回	10/12(木)	午後 14:00~16:30	社会保険労務士 河合智則	医師の過重労働と働き方改革~過労死等認定事例を中心に~	オンライン
第6回	10/13(金)	午後 14:00~16:30	東京大学社会科学研究所教授 水町勇一郎	なぜ過重労働の解消か?~過重労働対策とこれからの働き方	会場開催(東京)
第7回	10/16(月)	午後 14:00~16:30	特定社会保険労務士 森井博子	過重労働とパワハラ防止対策	オンライン
第8回	10/18(水)	午前 9:30~12:00	中辻めぐみ	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
第9回	10/18(水)	午後 14:00~16:30	特定社会保険労務士 上村俊一	過重労働と下請けへの「しわ寄せ」防止	オンライン
第10回	10/19(木)	午後 14:00~16:30	北岡大介	フリーランスと労働関係法令の適用	オンライン
第11回	10/20(金)	午前 9:30~12:00	上村俊一	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
第12回	10/20(金)	午後 14:00~16:30	森井博子	建設業における時間外上限規制の適用	オンライン
第13回	10/23(月)	午前 9:30~12:00	特定社会保険労務士・労働衛生コンサルタント 田原さえ子	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
第14回	10/23(月)	午後 14:00~16:30	田原さえ子	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
第15回	10/27(金)	午前 9:30~12:00	水町勇一郎	なぜ過重労働の解消か?~過重労働対策とこれからの働き方	オンライン
第16回	10/31(火)	午前 9:30~12:00	河合智則	過労死等労災認定の基本~業務上疾病と労災認定基準~	オンライン
第17回	11/2(木)	午前 9:30~12:00	元北海道労働局局長 引地睦夫	過重労働防止に向けた労働基準監督署等の対応(監督指導、送検事例、企業名公表)	オンライン
第18回	11/2(木)	午後 14:00~16:30	引地睦夫	過労死等労災認定基準から見た過重労働防止のポイント	オンライン
第19回	11/6(月)	午後 14:00~16:30	森井博子	安全衛生ハト結果から見える製造業・建設業等の従業員エンゲージメントの向上の取組み	オンライン
第20回	11/7(火)	午前 9:30~12:00	外井浩志	損害賠償請求事例と労災上積み補償	オンライン
第21回	11/9(木)	午前 9:30~12:00	中辻めぐみ	過労死等に係る精神疾患認定基準の運用	オンライン
第22回	11/10(金)	午前 9:30~12:00	田原さえ子	ストレスチェックの効果的な活用と留意点	オンライン
第23回	11/10(金)	午後 14:00~16:30	田原さえ子	ストレスチェックの効果的な活用と留意点	オンライン
第24回	11/14(火)	午前 9:30~12:00	河合智則	医師の過重労働と働き方改革~休日直許可を中心に~	オンライン
第25回	11/14(火)	午後 14:00~16:30	森井博子	過重労働に係る労働基準監督署等の施策	オンライン
第26回	11/16(木)	午前 9:30~12:00	引地睦夫	今日的課題(テレワーク、副業・兼業、リスクリング)における労働時間管理上の留意点	オンライン
第27回	11/16(木)	午後 14:00~16:30	引地睦夫	過重労働防止に向けた労働基準監督署等の対応(監督指導、送検事例、企業名公表)	オンライン
第28回	11/21(火)	午前 9:30~12:00	外井浩志	過重労働によるメンタル不調に係る損害賠償事例	オンライン
第29回	11/21(火)	午後 14:00~16:30	河合智則	過労死等労災認定基準~改正精神障害労災認定基準を中心に~	オンライン
第30回	11/22(水)	午前 9:30~12:00	中辻めぐみ	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
第31回	11/22(水)	午後 14:00~16:30	中辻めぐみ	建設業、自動車運転者に係る時間外上限規制の適用	オンライン
第32回	11/27(月)	午前 9:30~12:00	田原さえ子	過重労働とパワハラ防止対策	オンライン
第33回	11/27(月)	午後 14:00~16:30	田原さえ子	過重労働とパワハラ防止対策	オンライン
第34回	11/28(火)	午前 9:30~12:00	上村俊一	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
第35回	11/28(火)	午後 14:00~16:30	上村俊一	過重労働と下請け等への「しわ寄せ」防止	オンライン
第36回	11/30(木)	午前 9:30~12:00	中辻めぐみ	過重労働とパワハラ防止対策	オンライン
第37回	12/5(火)	午前 9:30~12:00	外井浩志	過重労働に係る損害賠償事例	オンライン
第38回	12/5(火)	午後 14:00~16:30	森井博子	安全衛生ハト結果から見える製造業・建設業等の従業員エンゲージメントの向上の取組み	オンライン
第39回	12/7(木)	午前 9:30~12:00	北岡大介	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
第40回	12/7(木)	午後 14:00~16:30	北岡大介	フリーランスと労働関係法令の適用	オンライン
第41回	12/8(金)	午前 9:30~12:00	上村俊一	先取り、フリーランス新法	オンライン
第42回	12/11(月)	午前 9:30~12:00	河合智則	過重労働と労災認定~副業・兼業、認定基準対象外疾病~	オンライン
第43回	12/11(月)	午後 14:00~16:30	河合智則	待たなし!医師の働き方改革~直前報告~	オンライン
第44回	12/12(火)	午前 9:30~12:00	外井浩志	損害賠償請求事例と労災上積み補償	オンライン
第45回	12/13(水)	午前 9:30~12:00	上村俊一	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
第46回	12/15(金)	午後 14:00~16:30	社会保険労務士 茶園幸子	過重労働の防止に向けて	会場開催(大阪)
第47回	12/19(火)	午前 9:30~12:00	上村俊一	先取り、フリーランス新法	オンライン
第48回	12/19(火)	午後 14:00~16:30	森井博子	建設業における時間外上限規制の適用	オンライン
第49回	12/21(木)	午前 9:30~12:00	引地睦夫	過労死等労災認定基準から見た過重労働防止のポイント	オンライン
第50回	12/21(木)	午後 14:00~16:30	引地睦夫	今日的課題(テレワーク、副業・兼業、リスクリング)における労働時間管理上の留意点	オンライン
第51回	1/18(木)	午前 9:30~12:00	北岡大介	過重労働とパワハラ防止対策	オンライン
第52回	1/18(木)	午後 14:00~16:30	北岡大介	フリーランスと労働関係法令の適用	オンライン

開催会場 ○東京会場:角筈区民ホール(新宿区) ○大阪会場:エル・おおさか本館(大阪市中央区北浜東)

※オンラインセミナーにお申し込みいただいた方には、開催前に、セミナー参加に必要なZoomのURL等をメールにてご案内します。

特別企画 業務効率化セミナー(オンライン開催1回 + 会場開催2回)

開催地	開催日	開催時間	会場	講師
東京	10/11(水)	14:00~16:30	角筈区民ホール(新宿区)	(株)日本能率協会コンサルティング チーフコンサルタント 小河原 光司
WEB	11/8(水)	14:00~16:30	オンライン	
大阪	12/14(木)	14:00~16:30	エル・おおさか本館(大阪市中央区北浜東)	

お問い合わせ・セミナー受講のお申し込みはこちら

過重労働解消のためのセミナー 専用Webサイト

<https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>

過重労働解消セミナー

検索



※お預かりした個人情報、本セミナー事業に必要な範囲でのみ利用させていただきます。

11月は 「しわ寄せ」 防止キャンペーン 月間です。

その無理な発注の
「しわ寄せ」で
あなたの取引先が途方に
暮れていませんか？

よろしく頼むよ!

STOP!
しわ寄せ

…わかりました。
(もう無理だよ。)

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

概要版

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



しわ寄せ防止特設サイト



しわ寄せ防止
特設サイト

STOP!
し寄せ

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の **適正なコストは親事業者が負担**すること。
- 親事業者は、下請事業者の「**働き方改革**」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう **長期発注計画を提示し、発注の安定化に努める**こと。
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮**すること。

③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、**人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇**について、**その影響を反映**するよう協議すること。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎0120-418-618 にご相談ください。

(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用いただけます。

お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「**過労死等防止啓発月間**」です。

同月間に「**過重労働解消キャンペーン**」も実施します。

11月3日(金・祝)には「**過重労働解消相談ダイヤル**」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和5年11月3日(金・祝) 9:00~17:00 ☎0120-794-713

※11月3日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン(☎0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消
キャンペーン

千葉県における働き方改革の推進に向けた 「しわ寄せ」の防止について（提言）

ちばの魅力ある職場づくり公労使会議

働き方改革関連法に基づき、罰則付きの時間外労働の上限規制や年 5 日の年次有給休暇の確実な取得を始めとする改正事項が順次施行されている。こうした中、大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせることにより、下請等中小事業者の働き方改革の妨げとならないことが重要である。

「働き方改革の推進」と「取引適正化」は両立する課題であり、大企業等の働き方改革による下請等中小事業者への「しわ寄せ」の防止により、親事業者と下請等中小事業者の双方が生産性の向上・成長と分配の好循環を実現していく必要がある。

このため、ちばの魅力ある職場づくり公労使会議においては、千葉県内のすべての企業において、時間外労働の上限規制が順守できる環境を整えられるよう、長時間労働につながる取引慣行の見直しなど「しわ寄せ」を防止することを目的に、他社との取引において取り組むべき事項について以下のとおり提言する。

1. 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図る。
2. 発注内容の頻繁な変更をできるだけ抑制する。
3. 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図る。

千葉県
千葉市
千葉市長会
千葉県町村会
関東経済産業局
千葉労働局

(一社) 千葉県経営者協会
千葉県中小企業団体中央会
(一社) 千葉県商工会議所連合会
千葉県商工会連合会
日本労働組合総連合会千葉県連合会
(株) 千葉銀行
千葉信用金庫

千葉県社会保険労務士会
千葉県税理士会
(公財) 千葉県産業振興センター
(独) 千葉産業保健総合支援センター
千葉働き方改革推進支援センター